

平成23年度 定期監査結果（指摘事項）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査及び行政監査
- 2 監査対象 会計管理室
- 3 監査実施期間 平成23年8月18日
- 4 監査結果報告 平成23年11月25日

監査の結果（指摘事項）

措置（具体的内容）・対応状況

【会計管理室】

<p>(1) 臨時職員の雇入手続きについて 臨時職員の雇用に関する決裁において、雇用申請日、決裁日、人事課認定日あるいは、通勤届の所属長認定日が漏れているものなどが見受けられた。雇入手続きに不備がないよう、適切な事務処理を行うこと。 【是正事項】</p>	<p>【措置済】 平成24年2月20日 臨時職員の雇用に関する決裁における雇用申請日等の日付漏れ、通勤届の所属長認定日漏れについて、定期監査以後に行った更新任用手続きにおいて適切に事務処理を行いました。</p>
---	---

平成23年度 定期監査結果（意見）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査及び行政監査
- 2 監査対象 会計管理室
- 3 監査実施期間 平成23年8月18日
- 4 監査結果報告 平成23年11月25日

監査の結果（意見）

措置（具体的内容）・対応状況

【会計管理室】

<p>(1) 資金管理運用方針等について                  一般会計・特別会計、各公営企業会計の毎月末現金預金残高をみると、会計全体で約300億円の資金収支残高が計上されている。資金の預託状況をみると、債券や定期預金等の運用により、一定の利息収入を計上しているものの、一方、支出面では公債費で多額の利子を負担している。                  市全体で市債残高の償還財源に充当できる余裕資金が発生していないか、その活用方法はないか、各会計や基金の収支状況を精査のうえ、会計管理室、財政経営課等において市で保有する資金の会計間貸借や適正規模基準等を含めた資金管理の運用制度や方針の再検討をすること。                  【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 平成24年5月25日                  公金の運用について、「四日市市資金管理運用方針」のもと、安全性を第一義とし、不意の支出にも対応可能な資金確保を前提に流動性を確保し、財政経営部とともに一般会計・特別会計や基金の収支状況を精査したうえで効率的な運用に努めている。                  なお、市としては、既発債の繰上償還については、借入時の条件から、残っている借金の元金金額及び利子分も含めて一括して支払うことになり、利子分の支払いを削減するという返済効果が薄いと考えている。そのため、基金からの繰替運用を行うことによって、支払資金不足による金融機関からの一時借入金を抑制し、利子負担が生じないように努めている。                  また、「四日市市資金管理運用方針」の見直しを進めており、今後も財政経営課及び各企業会計担当課と各会計の収支見通しや資金運用額、運用方法について協議を行い、より効率的な資金管理運用に努めていく。</p> <p>【 継続努力 】 平成24年11月26日                  財政経営課主催で各公営企業会計担当課、会計管理室の各所属長及び担当者が出席した資金管理・運用等検討会議において、「四日市市資金管理運用方針」の一部見直しを行うとともに、市会計と公営企業会計の合同運用や基金における複数年に渡る債券での資金運用について、他市事例の研究を行った。今後も財政経営課及び各企業会計担当課と各会計の収支見通しや資金運用額、運用方法についての協議や他市事例等の情報収集に努め、より効率的な資金管理運用に努めていく。</p>
---	---

<p>(2) 美術工芸品の取り扱いについて 本市には、本市ゆかりの作者の作品や作者の地元であるという観点から財産として保管する価値の高い作品など貴重な美術工芸品を多数所蔵しているが、その価値にふさわしい展示や保管状態での管理がなされているとはいえない状況にある。これらの美術工芸品は本市への特別の思いを持った方々からの寄贈を受けたものが数多くあり、寄贈者のこうした思いを尊重するとともに、本市との関わりにおいても大切な作品であるとの認識を持って、作品の保全や展示に努められたい。市全体の現状を調査するとともに、美術工芸品の取り扱いについて統一した運用ができるよう基準づくりに取り組むこと。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成24年1月5日 美術工芸品に関する行政監査での指摘を受け、会計管理室において美術工芸品の管理状況調査を行った結果、多くのものが未整理であり、この大半が地元作家、友好都市等からの寄贈品であることが判明した。については、美術工芸品は、寄贈者の思いを尊重するとともに本市の大切な財産であることからすべて備品とし、従来の『備品台帳』による管理のほか、備品出納簿の中に新たに『寄贈品台帳』を設定し、管理の徹底を図った。 また、美術工芸品の取り扱いについて台帳管理のほか、展示・保管の管理方針を定め、平成24年1月5日付けで庁内掲示板にて各所属に周知するとともに、出納員には出納員研修において周知した。</p>
<p>(3) 財務会計システムの更新について 財務会計システムは7年前に更新されたが、今後、更新にあたっては規則等を十分反映させたシステムが望まれる。財政経営部等とも協議のうち、各所属の事務負担が軽減されるようシステムの更新を研究されたい。【要望事項】</p>	<p>【検討中】 平成24年5月25日 三重県が中心となって、各市町とともに県及び県内市町の財務会計システムの共同開発や共同アウトソーシング、あるいは納付書様式の統一や納入済通知書の共同処理等の可能性を研究中であり、本市においてもその動向を踏まえつつ、IT推進課・財政経営課と連携し、各所属の事務負担が軽減されるようシステムの更新について研究していく。</p> <p>【検討中】 平成24年11月26日 県内市町の財務会計システムの共同開発や共同アウトソーシング、あるいは納付書様式の統一や納入済通知書の共同処理等の可能性について、引き続き研究を行っており、本市においてもその動向を踏まえつつ、IT推進課・財政経営課と連携し、各所属の事務負担が軽減されるようシステムの更新について研究していく。</p>
<p>(4) 負担金について 三重県都市会計管理者協議会の負担金について年会費を上回る繰越金があった。各都市の負担金が有効に活用されるよう研修事業の拡充を本市から提案しているが、会計事務に対する重要性が高まる中、研修事業の充実に努めるとともに、その見直しについても総会等の場で働きかけること。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成24年3月31日 本市の提案で、三重県都市会計管理者協議会負担金を減額するとともに、当協議会の重要な目的のひとつである会計職員のスキルアップに向けて、研修会等の事業については繰越金などを有効活用し、一層拡充することとなった。</p>